

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第6期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成したので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、当センターの業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当センターの予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実はありません。
- (6) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成27年6月29日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監 事 中町 誠



監 事 鵜川 正樹



平成27年度 定期監事監査概要説明書

1 監査結果の概要

重大な不正や法令違反は認められず、概ね適正に管理・運営が行われている。

2 是正または改善要望事項

【業務運営に関するもの】

① リスクマネジメントについて

センターのリスクマネジメント体制については、第3期中期計画に盛り込むことを高齢社会対策部（東京都）と検討段階とのことだが、引き続き、適正妥当な体制構築に向けた取組をお願いしたい。

② 人事管理について

年休取得率については、若干の改善が見られるものの、依然として伸び悩んでいる状況であるため、更なる取得率の向上に向けた取組を行われたい。

また、労災事故についても、引き続きその防止に努められたい。

③ 定期内部監査について

規程に基づいた適切な定期内部監査を実施しており、実際に効果があったことが分かった。引き続き、定期内部監査の実施をお願いしたい。

また、定期内部監査の結果についても、引き続き、監事と情報共有をするなど、連携をお願いしたい。

【会計に関するもの】

① 収益状況の把握について

単年度で成果を出すことは難しいが、経営管理の実効性を高めるような取組について、引き続き検討されたい。

② 事業管理方法について

国の独立行政法人改革においては、管理会計の活用等によるマネジメントの実現が図られているところであり、センターにおいても、引き続き病院部門、研究部門におけるセグメント毎の業務区分の設定や、業務実績の管理・評価の指標の設定について、検討されたい。

③ 業績評価について

センターにおいては、新施設建設における減価償却費が大きいため、損益では黒字になりにくい傾向にあり、平成27年度以降もその傾向は変わらないと思われる。そのため、損益が赤字であるということを前提においた業績評価の改善や工夫について検討されたい。

また、損益については赤字であるが、保有している現金については昨年度より増加している。投資や研究に振り向ける仕組み等を検討されたい。

④ 研究成果について

センターの運営には、東京都から交付金や補助金として税金が投下されている。老人研究や医療の成果については、さらなる対外的な情報発信等を行うことにより、還元に努めるよう検討されたい。

⑤ ガバナンスの改革について

会社法上では、取締役が業務執行体制について文書化し、対外的な説明を行うこととされている。当センターにおいても、例えば、理事から経営管理体制を対外的に公表すること等を検討されたい。

平成 27 年 6 月 29 日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事 中町 誠



監事 鵜川 正樹

